

「通告受理後48時間以内の安全確認ルール」の実施状況の緊急点検の結果

対象：平成30年7月20日から令和元年6月7日までの間に児童相談所において虐待の疑いがあるとして通告を受けたもの。

虐待通告を受けた件数(子ども数):153,571人に係る現認状況

○48時間以内:139,617人(90.9%)

○48時間超 : 11,984人

(内訳)

・緊急性が高いと判断した件数:415人(0.3%)

全件について家庭訪問や関係機関での現認や立入調査、出頭要求により安全を確認。

・緊急性が低いと判断した件数:11,569人(7.5%)

→ 緊急全国児童相談所長会議(R1.6.7)において以下のルールの徹底を周知。

・緊急性の判断についてのルール

・子どもの安全確認ができない場合の対応についてのルール

引き続き、通告受理後の安全確認が徹底されるよう、周知を図っていく。

○その他:1,970人(1.3%)

例えば、近隣の見撃証言、電話やメール等で通告を受けたが、本人や事案の特定に至らなかったもの、出国を確認したもの等。